

審 第 4 2 7 0 号
答 申 第 3 2 0 号
令和6年2月14日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英利 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年2月15日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第276号

令和2年11月19日付けで審査請求人から提起された、令和2年8月18日
付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁
決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和2年8月18日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年8月3日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇までの間に〇〇について、〇〇警察署に話をしたときに作成された〇〇署が保有する警察相談票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「警察相談票 〇〇年〇〇月〇〇日付け 管理番号〇〇」（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報部を特定し、本件決定を行った。

(3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、令和2年11月19日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年2月15日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

ア 「人身安全関連」「指揮伺い」「危険度判定」「所属長指揮事項」「措置区分」の開示を求める。

イ 措置結果2の黒塗り部分と措置結果3の後半部分についての開示を求める。

(2) 本件審査請求の理由

ア 「人身安全関連」「指揮伺い」「危険度判定」「所属長指揮事項」「措置区分」の開示請求理由は次のとおりである。

通報内容そのもの(〇〇)への警察対応に疑問点が多くあるからである。疑問の詳細は、私が10月16日付け、11月12日付けで公安委員会宛てに送付した文書に記しているので、それらを添付書類としたい。

〇〇にも関わらず、本号の記載は〇〇のみに焦点が当てられている。通報とは直接関係がなく、かつ重要度の低い事柄を措置結果に記しているが、どのような指揮系統で、どのようなプライオリティ判断の下、通報に対する処理が行われたか、その経緯と理由を、〇〇である私は知りたい。また、その権利があると考え、〇〇への説明責任の必要性を考えれば、当然前記5箇所の開示は不可欠であると考え。

イ 措置結果2の黒塗り部分は審査請求人の行為についての記述項目であり、明確に審査請求人の自己情報に当たる。また、黒塗り部分に続く「〇〇」という論理が審査請求人には理解できないため、その論理につながる前文として開示されるべきである。「〇〇」につながる部分が変わらなければ、措置結果2で述べられている意味を理解することはできない。

措置結果3の後半部分、「〇〇」以降に記述された黒塗り部分の内容は、第三者の行為なのか、警察官がとった行為なのか、その両方かが判別できず、警察官がとった行為の記述部分は通報者として知る権利があると思われる。

また、〇〇。本件に対し警察の措置がどのように行われたかを知ること、度重なる通報を行わざるを得なかった者として知るべき事柄であり、知る権利を有すると思われる。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分内容及び理由

ア 処分の内容

実施機関は、本件文書の一部を開示する本件決定を行った。

イ 不開示部分及び理由

(ア) 条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則(平成17年千葉県規則第65号。以下「規則」という。)に該当

決裁欄の係長の印影及び取扱者欄の氏名

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

(イ) 条例第17条第2号に該当

取扱者欄の職員番号

職員番号は、警察職員個々に付与されたものであり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため。

(ウ) 条例第17条第2号及び第6号ハに該当

相談の要旨欄の一部及び措置結果（別紙）1欄の8行目の前部

開示請求者以外の個人に関する情報を記載しており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、相談業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(エ) 条例第17条第6号に該当

取扱者欄の警電番号

一般には公表されていない警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発したり、関係者から抗議を受けるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(オ) 条例第17条第6号ハに該当

a 人身安全関連欄、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄、危険度判定欄、措置区分欄及び措置結果（別紙）1欄の8行目の後部から9行目まで

危険性や緊急性の有無などを総合的に勘案して判断した以後の取扱い方針等を記載しており、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、相談業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

b 措置結果（別紙）1欄の4行目の一部

警察官が判断して記載した内容であり、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、以後の警察業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 弁明の内容

ア 対象文書の特定

実施機関において、本件開示請求の内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、本件開示請求に係る対象文書を、本件文書と特定した。

イ 警察相談の性質

(ア) 警察相談の定義

「警察相談」とは、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。

(イ) 警察相談票の作成

a 県本部総合相談窓口

県本部総合相談窓口になされた警察相談については、相談者からその内容の詳細を聴取し、警察相談票を作成の上、所属長に報告する。ただし、軽易な警察相談については、警察相談票を警察相談受付票に代えることができる。

県本部総合相談窓口は、処理部門に引継ぎを要する警察相談に関し、警察相談票をもって確実に引き継ぐものとする。

b 署総合相談窓口

署総合相談窓口になされた警察相談については、相談者の人定事項及び相談概要を聴取の上、処理部門に確実に引継ぎを行う。

署総合相談窓口は、次長の指揮を受け、その処理部門を指定する。

c 処理部門

処理部門は、その所掌事務に係る警察相談を処理するものとし、相談者からその内容の詳細を聴取した後、警察相談票を作成の上、所属長に報告する。

処理部門は、相談の処理状況について、その経過を警察相談経過票に記載の上、適宜所属長に報告する。

ウ 決定の妥当性

審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件文書の不開示箇所の開示を求めていることから、不開示部分について検討を実施した。

(ア) 条例第17条第2号及び規則該当の妥当性

決裁欄の係長の印影及び取扱者欄の氏名（以下、4において「氏名等情報」という。）

条例は、審査請求人に係る個人情報の開示請求権を保障する一方で、条例第17条第2号本文により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定している。また、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する場合は開示しなければならない旨を規定している。

氏名等情報は、同号本文に該当するとして不開示としており、いずれもただし書には該当しないと判断している。

以下、同号ただし書の該当性について検討する。

a ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を、不開

示とする個人情報の例外とする規定であるが、氏名等情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しない。

したがって、同情報は、ただし書イに該当しない。

- b ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示する規定であるが、該当性の判断にあつては、「当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならない。」とされており、氏名等情報を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、同情報は、ただし書ロに該当しない。

- c ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、開示する規定である。ただし、括弧書により「(警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。)」と規定しており、規則第1号において「警部補以下の階級にある警察官」、第2号において「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定めている。これは、一定の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察職員の氏名は不開示とすることを規定しているが、氏名等情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、規則で定める警察職員である。

したがって、同情報は、ただし書ハに該当しない。

- d ただし書ニは、イ、ロ及びハに該当しない情報であり、かつ、開示することによって個人の生命、身体、財産その他の利益を侵害するおそれがないことが、開示請求者と開示請求者以外の個人の関係や個人情報の内容等から客観的に判断できる情報を開示する規定であるが、一般的には個人情報を他人に明らかにすることは不利益であると考えられることから不開示とすることとなるが、例えば、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者が既に知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通にする立場にある場合は、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することはなく、当該情報は開示されるも

のである。

氏名等情報を審査請求人が既知っているのかは明白ではなく、同情報に記載された同人以外の個人と審査請求人との利害が共通している立場にあるとはいえない。

したがって、同情報は、ただし書ニに該当しない。

e 小括

よって、氏名等情報は、条例第17条第2号本文及び規則に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

(イ) 条例第17条第2号該当の妥当性

取扱者欄の職員番号

条例第17条第2号については、前記(ア)で述べたとおりである。

警察職員の職員番号は、警察職員個々に付与された番号である。また、氏名に付随する職員番号は他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

したがって、本件文書中の取扱者欄の職員番号は、条例第17条第2号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

(ウ) 条例第17条第6号該当の妥当性

取扱者欄の警電番号

条例第17条第6号は、県の機関等の事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものであり、本文では、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を包括的に定めている。

警察電話は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、これらの番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

したがって、本件文書中の取扱者欄の警電番号は、条例第17条第6号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

(エ) 条例第17条第6号ハ該当の妥当性

a 人身安全関連欄

条例第17条第6号については、前記(ウ)で述べたとおりである。また、同号では同号イからへまで例示的に掲げており、同号ハ

では、「指導、相談、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。人身安全関連欄は、相談内容を検討して人身安全関連事案該当の有無を項目にチェックし、該当する場合は、その事案の種別「男女間」、「ストーカー」、「DV」等をチェックするものであり、この判断は最終的に所属長が行う。この事案該当の有無及び種別は、相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断するものであり、人身安全関連欄のチェック項目を開示した場合には、危険性や緊急性の有無などを総合的に判断した警察における事案に対する今後の処理方針が明らかになり、関係者の誤解や憶測を招くなど、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件文書中の人身安全関連欄は、条例第17条第6号ハに該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

b 指揮伺い欄、所属長指揮事項欄、危険度判定欄、措置区分欄及び措置結果（別紙）1欄の8行目の後部から9行目まで

条例第17条第6号及び同号ハについては、それぞれ前記（ウ）及び（エ）aに述べたとおりである。

（a）指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置結果（別紙）1欄の8行目の後部から9行目までについて

警察署で受理した相談にあっては、処理担当課長が指揮伺い欄を記載し、所属長が所属長指揮事項欄を記載する。そして、指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄については、相談内容に基づく、警察における以後の取扱い方針を記載している。また、措置結果（別紙）1欄の8行目の後部から9行目までに記載している内容についても、同様の性質のものであり、これらを開示した場合には、危険性や緊急性の有無などを総合的に判断した警察における事案に対する今後の処理方針が明らかになり、関係者の誤解や憶測を招くなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

（b）危険度判定欄及び措置区分欄について

危険度判定欄及び措置区分欄は、相談内容を検討し判断した危険度をA、B、Cの3段階で判定し記載するとともに、以後の取扱い方針を決定する措置区分を記載するものである。この判断は最終的に所属長が総合的に勘案して判断しており、開示請求者以外の関係者の情報を含めて判断するものであり、これらを開示し

た場合には、当該相談の危険性の判断を開示することになり、関係者及び相談者が感じている危険度の差違等の誤解や憶測を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(c) 小括

よって、本件文書中の指揮伺い欄、所属長指揮事項欄、危険度判定欄、措置区分欄及び措置結果（別紙）1欄の8行目の後部から9行目は、条例第17条第6号ハに該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

c 措置結果（別紙）1欄の4行目の一部

条例第17条第6号及び同号ハについては、それぞれ前記（ウ）及び（エ）aに述べたとおりである。

不開示とした措置結果（別紙）1欄の4行目の一部は、警察官が判断した内容であり、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件文書中の措置結果（別紙）1欄の4行目の一部は、条例第17条第6号ハに該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

(オ) 条例第17条第2号及び第6号ハ該当の妥当性

相談の要旨欄の一部及び措置結果（別紙）1欄の8行目の前部

条例第17条第2号、第6号及び同号ハについては、それぞれ前記（ア）、（ウ）及び（エ）aに述べたとおりである。

相談の要旨欄の一部及び措置結果（別紙）1欄の8行目の前部は、当該車両に関する情報が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件文書中の相談の要旨欄の一部及び措置結果（別紙）1欄の8行目の前部は、条例第17条第2号及び第6号ハに該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

(4) 結論

審査請求人は、審査請求の理由において、「通報に対する処理がどのように行われたか、その経緯と理由を、通報者である私は知りたい。」「措置結果2の黒塗り部分は審査請求人の行為についての記述であり、自己情報にあたる。」「措置結果3の黒塗り部分は警察官がとった行為であれば、通報者として知る権利がある。」等と主張しているが、実施機関は、前記（2）のとおり、条例等の規定に基づいて、開示・不開示の判断をしているのであるから、本件決定は適法かつ妥当であると考えられる。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした部分の開示を求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書は、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までを受理日時とする警察相談票であり、審査請求人からなされた警察相談について、当該相談の処理のため、警察職員が審査請求人から当該相談の内容を聴取した後、その要旨や措置結果等を記載した文書であると認められる。

イ 決裁欄の係長の印影及び取扱者欄の氏名について

(ア) 実施機関は、決裁欄の係長の印影及び取扱者欄の氏名について、条例第17条第2号及び規則に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報は、実施機関の職員の印影又は氏名であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、当該職員が規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、条例第17条第2号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(ウ) したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

ウ 取扱者欄の職員番号について

(ア) 実施機関は、取扱者欄の職員番号について、条例第17条第2号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報は、警察職員個々に付与された職員番号であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(ウ) したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

エ 取扱者欄の警電番号について

(ア) 実施機関は、取扱者欄の警電番号について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された、警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、警電番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(ウ) したがって、当該情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

オ 人身安全関連欄、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄、危険度判定欄及び措置区分欄について

実施機関は、人身安全関連欄、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄、危険度判定欄及び措置区分欄について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(ア) 人身安全関連欄及び危険度判定欄について

a 人身安全関連欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談の内容から判断して、人身安全関連事案への該当の有無等を記載した情報である。また、危険度判定欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談の内容から判断して、記号によって区分された危険度を記載した情報である。両者は警察相談票の所定の欄において定型的に記載することとされている。

b 審議会で見分したところ、人身安全関連欄及び危険度判定欄の情報に係る事務は、条例第17条第6号ハに掲げる事務に直ちに該当するものとは認められないため、職権により、同条第6号該当性について検討する。

人身安全関連欄及び危険度判定欄の情報を開示した場合、警察相談に係る関係者からの誤解や憶測を招き、警察相談事務への信頼が損なわれ、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第17条第6号に該当する。

c したがって、人身安全関連欄及び危険度判定欄を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(イ) 指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置区分欄について

a 指揮伺い欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談に係る相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断して、警察における今後の取扱い方針等の案を記載し、所属長に意思決定を求めるものである。所属長指揮事項欄の情報は、指揮伺い欄の記載に対して、所属長が意思決定をし、職員に指揮する事項を記載するものである。措置区分欄は、相談内容を検討して判断し、今後の取扱い方針を決定する措置区分を記載するものである。

b 審議会で見分したところ、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置区分欄の情報に係る事務は、条例第17条第6号ハに掲げる事務に直ちに該当するとは認められないため、職権により、同条第6号該当性について検討する。

警察相談においては、その事務の性質上、警察相談票に事案を正確に記載することや警察における判断を様々な可能性を考慮して記載することが、不安を抱く県民に安心を与えるという目的を達成するためには必要である。

これを前提に考えると、自己情報の開示請求に対して、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄又は措置区分欄の情報を開示し、その判断の内容が明らかになった場合、警察がとり得る指導、助言、警告又は検挙等といった措置を発動する基準が明らかになってしまうおそれがあり、同条第6号に該当すると考えられる。また、それらが明らかになってしまうと、今後、警察の措置を回避しようとして、適切な解決を妨げる行為がとられることとなる可能性を否定できない。

さらには、開示された場合の影響を懸念して、担当者や所属長が記載を当たり障りのないものとした場合、正しい指揮がとれなくなる可能性も否定できない。

c 本件文書について確認したところ、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄又は措置区分欄の情報を開示すると、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第17条第6号に該当する。

d したがって、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄及び措置区分欄を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

カ 相談の要旨欄の一部及び措置結果（別紙）1欄の8行目の前部につい

て

(ア) 実施機関は、相談の要旨欄の一部及び措置結果（別紙）1欄の8行目の前部について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、当該情報に係る事務は、条例第17条第6号ハに掲げる事務に直ちに該当するとは認められないため、職権により、同条第6号該当性について検討する。

(ウ) 当該情報は、本件の警察相談に関連する車両に係る情報であるところ、その入手過程が不明であり、かつ、当該情報から特定される個人が本件の警察相談とは無関係の第三者である可能性を否定できない。そうすると、当該情報を開示することで、関係者に誤解を招き、無用な影響を及ぼす可能性があり、その結果、警察業務への信頼が損なわれ、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

(エ) したがって、当該情報は条例第17条第6号に該当し、同条第2号の該当性を検討するまでもなく、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

キ 措置結果（別紙）1欄の4行目の一部及び8行目の後部から9行目までについて

(ア) 実施機関は、措置結果（別紙）1欄の4行目の一部及び8行目の後部から9行目までについて、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、当該情報は、本件の警察相談に関して、実施機関の職員が判断した内容に係る情報であり、これを開示すると、今後の実施機関における調査や相談に係る事務において、関係者から誤解を受けること等を懸念することで、事実関係以外の判断内容等の記載を当たり障りのないものにしてしまう可能性があり、その結果、当該事務の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、当該情報は条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 2月16日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和5年11月16日	審議（令和5年度第7回第2部会）
令和5年12月14日	審議（令和5年度第8回第2部会）
令和6年 1月18日	審議（令和5年度第9回第2部会）
令和6年 2月 8日	審議（令和5年度第10回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会